

千里中央駅周辺地域 都市再生安全確保計画（案）

平成〇年〇月〇日作成

千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

1. 千里中央地区における安全の確保に関する基本的な方針

1.1 都市再生安全確保計画の意義・目標

1.1.1 意義

千里中央地区は「北部大阪の都市拠点」、「千里ニュータウンの中央地区センター」として商業機能、バイオ・ライフサイエンス関連のビジネス・学術機能等、多様な都市機能が集積すると共に、文化施設や公共施設における地域交流、活発な市民活動が展開されている。

また、さらなる千里中央地区の活性化に向けて、官民関係者が連携・協働し、「千里中央地区活性化基本方針（H28.3）」を策定し、新たな千里ブランド創出をめざし、北大阪急行線延伸の開業予定である平成32年度を目標に千里中央まちびらきに向けた検討を推進している。

まちづくりを再構築するための基本方針の一つとして掲げている、安全・安心の確保に向けた防災・減災の取り組みの推進の具体策として、関係機関が協力して都市再生安全確保計画を策定する。

1.1.2 目標

「人的被害の抑制」、「立地企業の事業継続の確保」を図るため災害対策の整備に取組み、災害に強い安全・安心なまちとしてブランド力を高め、競争力強化につなげることをめざす。

地区内の事業者が無理なく取り組める対策を着実に実行しながら、地区内の相互連携の強化を図ると共に、今後見込まれる施設更新等に併せた災害対策機能の強化を図り、必要に応じて見直しを行い計画の充実を図る。

1.2 都市再生安全確保計画の作成および実施体制

都市再生安全確保計画の作成の主体は、千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会とする。

実施主体は、千里中央地区活性化協議会とエリアマネジメント部会を中心とし、大阪府、豊中市、地域内事業者やライフライン事業者等と連携する。

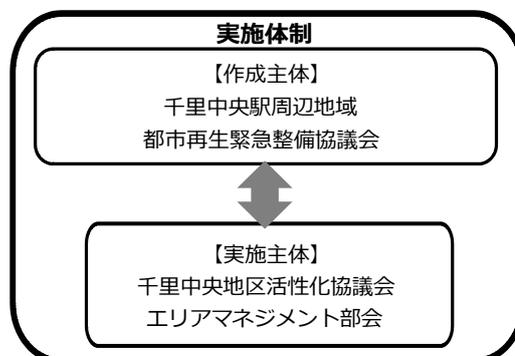


図 1.2.1 実施体制イメージ

1.3 地域における被害の検討

1.3.1 想定する災害

想定する災害としては当該地区において一番被害が大きいと見込まれる上町断層帯地震（直下型）を採用し、検討の前提としては、ライフライン・交通が全て途絶した状況を想定し、帰宅困難者が少なくとも1晩留まる状況を想定する。建物被害は新耐震基準を満足していない全ての建物が倒壊すると想定した。

また参考に、東南海・南海地震（海溝型）を想定した場合として、ライフライン・交通は上町断層帯地震の場合と同じく全て途絶した状況を想定し、建物被害は全ての建物が倒壊しない状況を想定した。

表 1.3.1 想定する災害

上町断層帯地震（直下型）	（参考） 東南海・南海地震（海溝型）
・発生確率※ 2～3%	・発生確率※ 70%・60%
・震度6強	・震度5弱 ・長周期地震動
・被害状況 交通 途絶 ライフライン × 建物被害 20%	・被害状況 交通 途絶 ライフライン × 建物被害 0%

※発生確率：今後30年以内に発生する確率

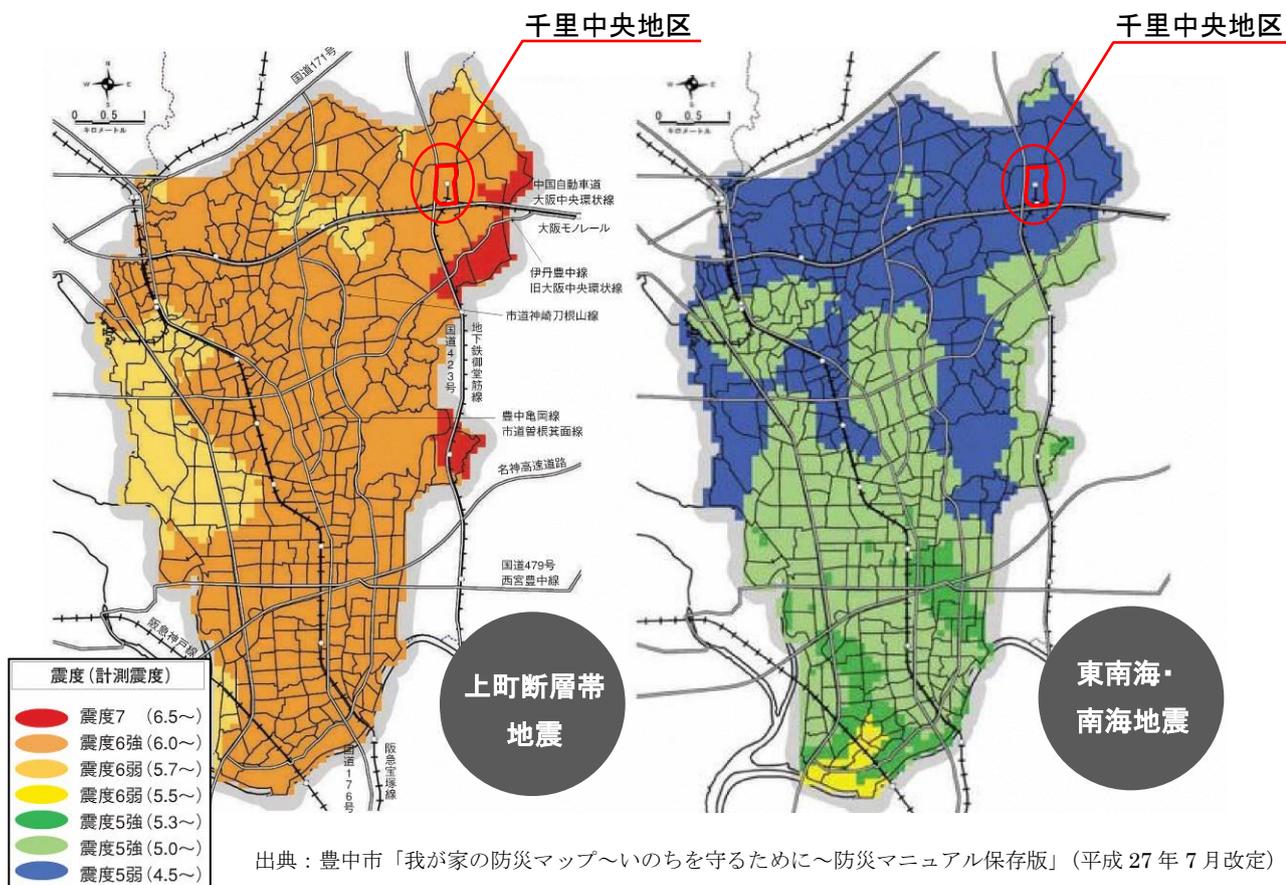


図 1.3.1 想定震度分布（左図：上町断層帯地震、右図：東南海・南海地震）

1.3.2 災害時に発生する事象と対策の方向性

(第5回近畿圏パーソントリップデータより推計)

(1) 一時退避場所^{※1}に係る検証

全ての滞在者が建物外に一時退避する場合には、一時退避者は平日で約 21,700 人（休日で約 20,100 人）となり、多数の一時退避者がデッキ通路等に集中することが考えられる。

一方、新耐震基準の建物等のオフィス、ホテル、商業施設等の在館者が建物内に待機する場合、一時退避者は平日で約 4,300 人（休日で約 4,000 人）に抑制される。このため、建物管理者においては在館者を極力館内に留め、一時退避者数の抑制に努めるとともに、一時退避場所への円滑な誘導（退避誘導）が必要である。

(2) 退避経路に係る検証

退避経路として利用される可能性のあるデッキ通路等は一部耐震性を確保していない施設もある。このため、建物管理者においては、災害時における施設の被災状況を確認するとともに、適切な誘導等に努める。

今後見込まれる施設更新等において、退避経路の適切な整備（耐震補強、退避誘導標識の設置等）について検討を進める。

(3) 退避施設^{※2}に係る検証

帰宅困難者^{※3}は最大で平日の約 3,500 人（休日で約 2,000 人）が想定される。

帰宅困難者の内、新耐震基準の建物の従業者が建物内に待機する場合には、帰宅困難な従業者及び来訪者は平日で約 2,000 人（休日で約 1,800 人）に抑制される。この場合、必要となるスペースは約 3,000m²（1.5m²/人）となる。このため、建物管理者においては帰宅困難な従業者を極力館内に留め、帰宅困難者数の抑制に努める。

今後見込まれる施設更新等において、退避施設の適切な整備（スペース確保、室内耐震対策等）について検討を進める。

(4) 防災備蓄物資に係る検証

建物管理者等へのアンケート調査結果によると、一部従業員用の備蓄は有している一方で、帰宅困難者用の備蓄を有している企業はほとんど存在しない。

各企業が建物内に待機した帰宅困難な従業員用の備蓄を更に進めるとともに、帰宅困難者用の備蓄の確保について、地域内の食料品売場やコンビニ等における食材・物資のストック活用等についても検討が必要である。

今後見込まれる施設更新等において、備蓄関連の適切な整備（スペース確保、物資調達等）について検討を進める。

※1 一時退避場所：大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所

※2 退避施設：帰宅困難者を1日～数日間受け入れるための施設

※3 帰宅困難者：自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人

2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

2.1 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号関係）

(1) 一時退避場所

千里中央地区内の新耐震基準の建物等のオフィス、ホテル、商業施設等の在館者は、建物内に待機するものとし、新耐震基準を満たしておらず倒壊のおそれのある建物の在館者の一時退避場所として、駅周辺の千里東町公園、千里西町公園を位置付ける。

民間施設に関しては、今後、関係者との調整が整った時点で適宜計画に反映していく。

(2) 退避経路

一時退避場所への連絡ルートとなる道路及び陸橋、アンダーパスについて退避経路として位置付ける。

民間施設に関しては、今後、関係者との調整が整った時点で適宜計画に反映していく。

(3) 退避施設

建物管理者においては建物の安全を確認した上で帰宅困難な従業者を極力館内に留め、帰宅困難者数の抑制に努めるとともに、2,000 人発生すると想定される帰宅困難者への対策として、少なくとも 1 晩雨露をしのいで滞在できる施設を千里中央地区内の既存建物の屋内空間（屋内通路やエントランスホール、屋内駐車場、会議室等）において退避施設として活用できるよう検討を進める。

必要となる退避施設としての屋内空間の確保については、既存建物の活用検討を進めると共に、今後見込まれる施設更新等において、退避施設として活用できる空間整備の検討を進める。

(4) その他施設（情報通信設備）

災害対策本部の設置・運営と地区内外との情報伝達のため、情報通信機器、情報配信機器および情報処理機器等を段階的に整備を進める。

今後、関係者と協議・調整を実施しながら適宜計画へ反映していく。

表 2.1.1 都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号に係る計画

施設に関する事項				事業に関する事項			管理に関する事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
1	千里東町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
2	千里西町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
3	新御堂筋アンダーパス	退避経路	大阪府	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
4	千里橋	退避経路	豊中市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30

■一時退避場所・退避経路・退避施設

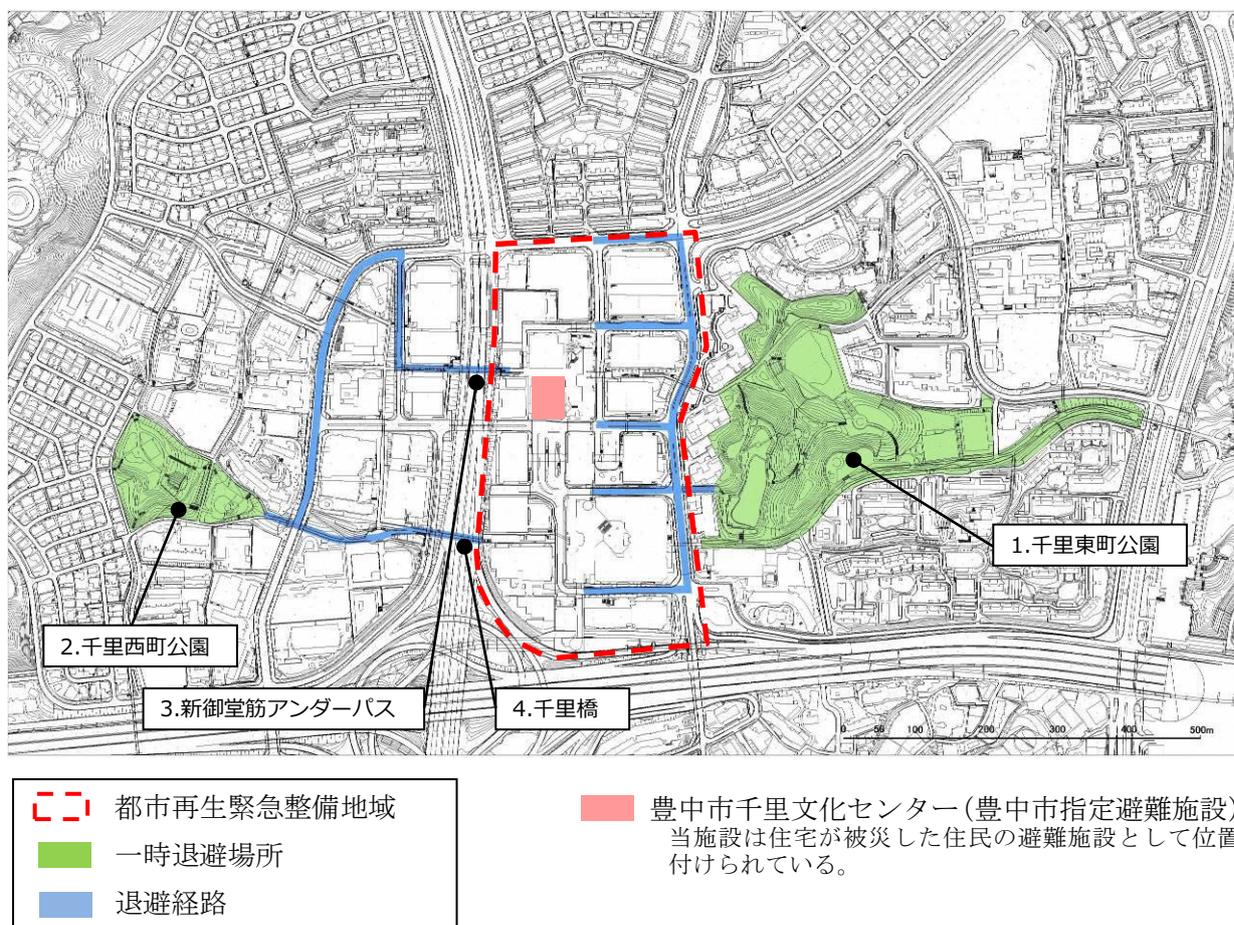


図 2.1.1 都市再生安全確保施設

2.2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第 19 条の 13 第 2 項第四号関係）

建物管理者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2.3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第 19 条の 13 第 2 項第五号関係）

千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会を構成する機関との連携を図りながら、以下の内容に取り組むものとする。

2.3.1 事務の実施体制

災害発生から交通機能及び都市機能回復までの応急対応活動を地域で担う組織として、地域内の企業や団体を中心とした自主防災組織（共助組織）の組成をめざす。

自主防災組織は、被災状況の市対策本部への伝達、被災状況や地域内・周辺のインフラの状況の共有、けが人などの応急的な救護などを行う。

2.3.2 災害時に実施する事務の内容

自主防災組織は、災害発生時には地域の災害対策本部を立ち上げ、市対策本部等の関係機関との情報伝達の地域の窓口機能を果たすとともに、地域において必要となる共助的な連携の拠点を目指す。



図 2.3.1 災害発生時の応急活動組織イメージ

2.4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第 19 条の 13 第 2 項第六号関係）

2.4.1 地域の体制整備

地域の体制整備（地域における災害対策本部の設置、災害対策本部を中心とした行政や地域内の事業者等との連絡体制・相互支援体制の構築等）を検討する。

2.4.2 地域ルール、対策マニュアル等の整備

情報伝達・共有、退避施設・備蓄倉庫の運営などの地域ルール、対策マニュアル等の整備を検討する。

2.4.3 防災訓練の実施

地域内の企業・団体等が連携した防災訓練（建物の安全確認・情報伝達等の図上訓練／実地訓練）等を実施する。

2.4.4 整備済み施設の管理等

一時退避場所、退避経路、退避施設の適切な施設管理を実施する。

（退避に係る事前対策）

一時退避施設、退避経路を適切に管理する。

（退避スペースに係る事前対策）

企業等において従業員の施設内待機に必要な退避スペースの環境整備等を行う。

（備蓄に係る事前対策）

各建物管理者において 1 日分の備蓄に努める。

2.4.5 都市再生安全確保計画の進行管理

防災訓練等の機会を通じ、取組成果の検証と環境変化の把握を行い、以降の改善につなげる。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

3.1 機能の自立性確立対策

災害に強い安全・安心なまち（BCD）を構築し、まちの価値の向上、都市の競争力強化につなげることを目指す。

地域内における災害情報等の共有、備蓄物資や退避空間等の融通（共助）について検討する。

また、組織の強化を図りながら各種防災対策事業を進める。

3.2 継続的な地域防災力向上への取り組み

平常時の活動として、勉強会や訓練を定期的に開催し、防災意識の啓発・高揚や地域連携の強化を図り、関係者が無理なく取り組める対策を着実に実行しながら、防災力強化等に向けた取り組みを継続する。